

令和6年10月1日、令和7年4月1日、令和8年4月1日に、沖縄県水道料金の段階的な改定が行われることになりました。本市水道事業は、県企業局から浄水を購入し、水道利用者の皆さんに水道水を供給しています。水道事業の健全な経営を図り、水道サービスを維持するため、本市でも県と合わせたタイミングで料金の改定が必要となります。

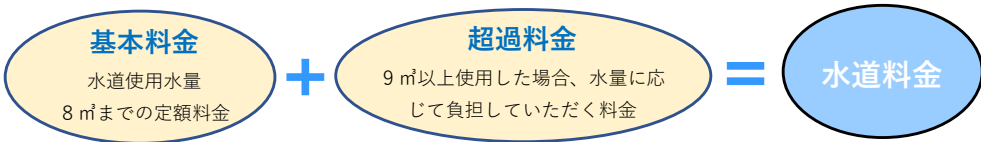
※今回の改定は県からの浄水購入費の値上げ分の範囲に留めた料金改定となっております。

令和6年10月1日 および 令和7年4月1日

に料金改定となります。 ※令和8年4月1日以降のうるま市水道料金は現時点で未定となっております。詳しくは、Q&Aの4をご覧ください。

1. 水道料金改定の内容

水道料金は、基本料金（0～8㎡）と、水量に応じた超過料金の合計です。



【家庭用水道料金（1ヵ月あたり・税抜き）】

※水道料金の計算は、下記の表で算定された料金に消費税が加算されます。

【令和6年10月～令和7年3月】

|                 |          |               |
|-----------------|----------|---------------|
| 基本料金            | 0～8㎡     | 971円 → 1,054円 |
|                 | 9～20㎡    | 189円 → 205円   |
|                 | 21～100㎡  | 210円 → 228円   |
|                 | 101～300㎡ | 240円 → 260円   |
| 超過料金<br>(1㎡につき) | 301㎡～    | 264円 → 287円   |

【令和7年4月～】

|                 |          |                 |
|-----------------|----------|-----------------|
| 基本料金            | 0～8㎡     | 1,054円 → 1,074円 |
|                 | 9～20㎡    | 205円 → 209円     |
|                 | 21～100㎡  | 228円 → 232円     |
|                 | 101～300㎡ | 260円 → 266円     |
| 超過料金<br>(1㎡につき) | 301㎡～    | 287円 → 292円     |

【営業用水道料金（1ヵ月あたり・税抜き）】

※水道料金の計算は、下記の表で算定された料金に消費税が加算されます。

【令和6年10月～令和7年3月】

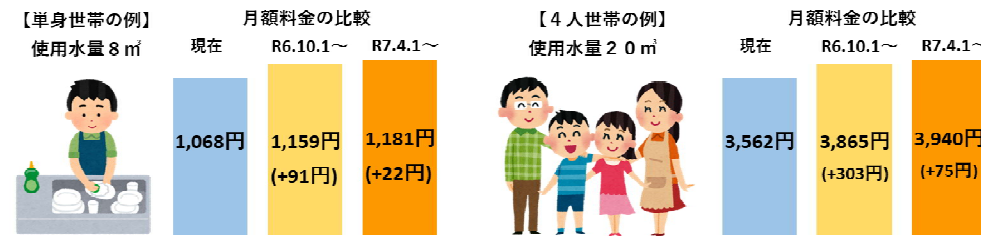
|                 |          |                 |
|-----------------|----------|-----------------|
| 基本料金            | 0～10㎡    | 1,554円 → 1,687円 |
|                 | 11～30㎡   | 210円 → 228円     |
|                 | 31～100㎡  | 240円 → 260円     |
|                 | 101～300㎡ | 264円 → 287円     |
| 超過料金<br>(1㎡につき) | 301㎡～    | 284円 → 308円     |

【令和7年4月～】

|                 |          |                 |
|-----------------|----------|-----------------|
| 基本料金            | 0～10㎡    | 1,687円 → 1,720円 |
|                 | 11～30㎡   | 228円 → 232円     |
|                 | 31～100㎡  | 260円 → 266円     |
|                 | 101～300㎡ | 287円 → 292円     |
| 超過料金<br>(1㎡につき) | 301㎡～    | 308円 → 314円     |

2. 水道料金の比較（税込）

※モデルケースです。実際の使用水量により増減します。



【世帯人数別の月額および年間水道料金の比較】

【R6.10.1～R7.3.31】

| モデルケース      | 使用水量（㎡） | 現行料金   | 改定後料金  | 月額増加額 | 年額増加額  |
|-------------|---------|--------|--------|-------|--------|
| 家庭用 単身世帯    | 8       | 1,068円 | 1,159円 | 91円   | 1,092円 |
| 家庭用 2人世帯    | 16      | 2,731円 | 2,963円 | 232円  | 2,784円 |
| 家庭用 3～4人世帯  | 20      | 3,562円 | 3,865円 | 303円  | 3,636円 |
| 家庭用 5人世帯    | 30      | 5,872円 | 6,373円 | 501円  | 6,012円 |
| 家庭用 6人以上の世帯 | 40      | 8,182円 | 8,881円 | 699円  | 8,388円 |

【R7.4.1～】

| モデルケース      | 使用水量（㎡） | 現行料金   | 改定後料金  | 月額増加額 | 年額増加額   |
|-------------|---------|--------|--------|-------|---------|
| 家庭用 単身世帯    | 8       | 1,068円 | 1,181円 | 113円  | 1,356円  |
| 家庭用 2人世帯    | 16      | 2,731円 | 3,020円 | 289円  | 3,468円  |
| 家庭用 3～4人世帯  | 20      | 3,562円 | 3,940円 | 378円  | 4,536円  |
| 家庭用 5人世帯    | 30      | 5,872円 | 6,492円 | 620円  | 7,440円  |
| 家庭用 6人以上の世帯 | 40      | 8,182円 | 9,044円 | 862円  | 10,344円 |

3. 改定した料金での請求について

・令和6年9月30日以前から継続して使用している方

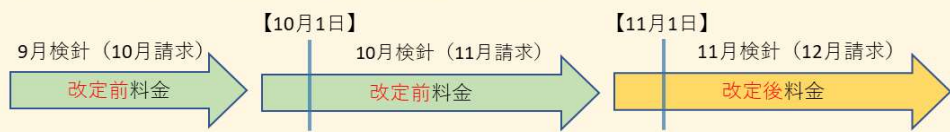
➡ 令和6年11月検針分（12月請求）の計算から

・令和6年10月1日以降に使用を開始した方

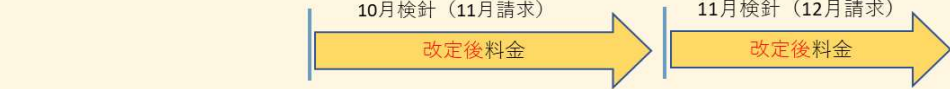
➡ 使用開始後最初の検針分（請求）の計算から

※令和7年4月からの2段階目の改定時においても同様の考え方となります。

○令和6年9月30日以前から継続して使用している場合



○令和6年10月1日以降から使用を開始した場合

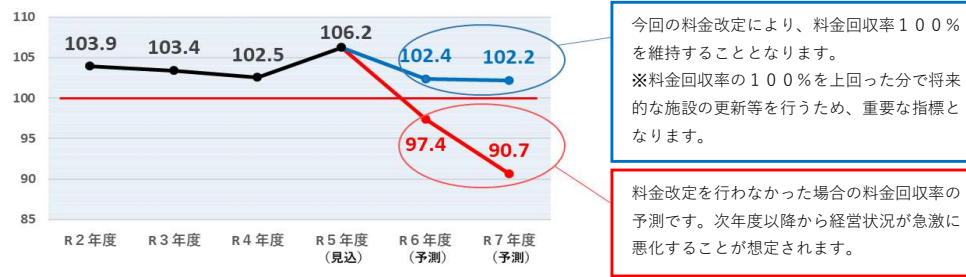


4. なぜ水道料金改定が必要なの？

令和6年10月1日より、**県水道料金単価の段階的な値上げに伴い、料金回収率が赤字に転じる**など、経営状況の悪化が見込まれており、老朽施設の更新や維持管理業務への影響が懸念されております。

水道は言うまでもなく、市民の暮らしに欠くことのできない重要なインフラであり、安心・安全な水道水の安定供給を継続するためには、本市水道料金の改定が必要でありますので、ご理解とご協力をお願いします。

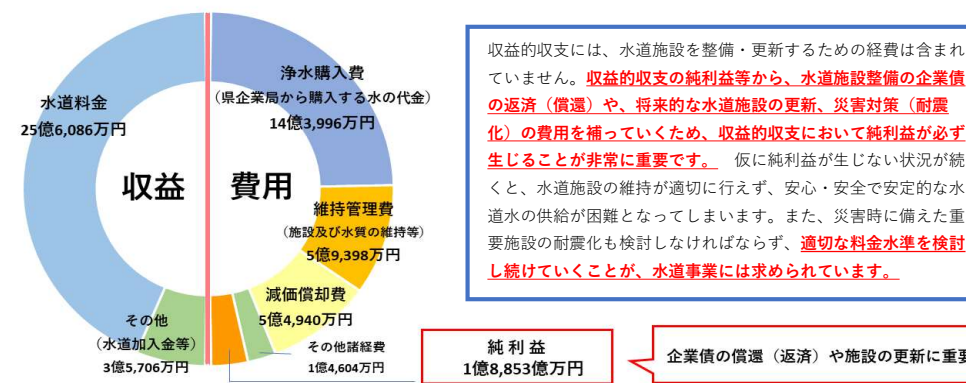
料金回収率（％） ※給水にかかる費用が、どの程度給水費用でまかなえているかを表す指標



今回の料金改定により、料金回収率100%を維持することとなります。 ※料金回収率の100%を上回った分で将来的な施設の更新等を行うため、重要な指標となります。

料金改定を行わなかった場合の料金回収率の予測です。次年度以降から経営状況が急激に悪化することが想定されます。

収益的収支（水道水をお届けするための経費と財源） ※R4年度決算値



収益的収支には、水道施設を整備・更新するための経費は含まれていません。収益的収支の純利益等から、水道施設整備の企業債の返済（償還）や、将来的な水道施設の更新、災害対策（耐震化）の費用を揃っていくため、収益的収支において純利益が必ず生じることが非常に重要です。 仮に純利益が生じない状況が続くと、水道施設の維持が適切に行えず、安心・安全で安定的な水道水の供給が困難となってしまいます。また、災害時に備えた重要施設の耐震化も検討しなければならず、適切な料金水準を検討し続けていくことが、水道事業には求められています。

純利益 1億8,553億円 企業債の償還（返済）や施設の更新に重要

5. Q & A

Q1 なぜ、この時期に料金改定をするのですか？

本市では、平成17年4月の合併から料金改定を行っていませんが、本市水道事業の給水面積は県内本島9市中1番目に広く、管路総延長も2番目に長くなっています。広範囲の給水区域に安定的に配水するために、多くの水道施設を保有しており、給水に係る費用である給水原価は、県内本島9市中、最も高い水準となっています。他の市より地理的に不利な要因が多い中、他市と同水準の料金を維持できるよう努力してきましたが、県の料金改定を受け、同時期に改定しなかった場合には料金回収率が令和6年度より100%を切る見込み（原価割れ）となっております。 そのため、これまでおこなってきた事業の経費縮減努力のみでは、事業運営の改善は困難であり、また、うるま市の地理的に不利な点などから県と同時期の改定が必要となっております。

Q2 経営努力（経営健全化・効率化）はどのように行ってきたのですか？

- 主な取り組みは次のとおりです。
- ・定員適正化に伴う人件費削減 H17年43人 ➡ R4年33人 計10人減
- ・委託業務の見直し（集金業務や検針業務の効率化）
- ・納付・収納方法の効率化（口座振替推進・コンビニ収納等）
- ・公的資金繰上償還制度の活用による利子負担軽減
- ・漏水防止対策の強化（配水ブロック中央監視システム導入、漏水の早期発見・修繕、ポリエチレン層管の更新など）
- ・事務事業の民間委託（窓口業務、納入通知書等印刷業務）
- ・その他（システム共同化、組織改編、施設更新計画の策定など）

Q3 料金回収率が100%を下回るとどうなるのですか？

料金回収率の差分（100を超える分）については、施設更新（基幹管路の更新や耐震化）や、将来的な大規模な工事、既存の借入（起債等）の返済などに充てることとなります。 また、外的要因による経営悪化（資材・光熱費の高騰）などに対応するためにも重要なものです。 料金回収率が100%を下回るということは、給水にかかる費用が足りておらず、施設維持の費用が捻出できないこととなります。

Q4 今後もさらに料金を改定することがあるのですか？

この度の料金改定につきましては、沖縄県水道料金の改定が直接な要因となっておりますが、県の主な改定の理由としましては、動力費（電気料金等）の上昇、老朽化施設の更新費用等による経営状況の急激な悪化の見込みのためとなっており、今後も4年ごとに適正な料金水準を検討するものと伺っております。

本市におきましても、40年以上前に整備されました老朽管路の更新費用や災害に備えた耐震化費用の増加が見込まれるとともに物価高騰の影響も重なり、沖縄県と同様に料金改定の必要性を検討していかなければならない現状となっております。

沖縄県においては、すでに令和8年4月1日からの料金改定まで決定しておりますので、本市におきましても今回の料金改定と同じく、県と同じ令和8年4月1日にも料金改定を行うこととなります。しかし、その際には、本市の保有する水道施設の維持（老朽管の更新等）や災害対策（耐震化）などの費用も考慮した適切な料金水準を算定したうえで、改定料金を検討せざる得ない状況となっております。そのため、本市におきましては、令和8年4月1日以降の料金について、令和7年度中に改定幅などの検討を行っていくため、現時点では未定となっております。

引き続き、経費の削減や効率化に取り組み、公営企業としての経営努力に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。